◉週刊T&Amaster　商品概要　https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html
☎0120-6021-86　見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html
立ち読みコーナー　http://www.lotus21.co.jp/ta

登場ページ

今週の専門用語

振替口座簿

12 ページ

振替株式（上場株式等）に係る権利を管理する法定帳簿のことで、振替機関である証券保管振替機構（ほふり）や口座管理機関である証券会社等が備えるものである（社債等振替法12③、45②）。振替株式の権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まるとされている（同法128）。振替口座簿に記録される事項は、加入者（証券口座を開設した株主等）の氏名又は名称及び住所、発行者の商号、銘柄ごとの数量などであり（同法129）、株式の日々の権利異動に関する情報が記録されている。

特定親族特別控除

13 ページ

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除するというもの。令和７年度税制改正で創設された。年末調整で特定親族特別控除の適用を受けようとする場合は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要がある。なお、特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の者のことである。

顕名主義

41 ページ

代理人が代理行為をする場合に、本人のためにすることを相手方に示さない限り代理行為の効果が本人に帰属しないという原則をいう（民法99条）。ただし、契約の状況や慣習等から「本人のための行為」と合理的に判断できる場合は、顕名があるとみなされることがある。民法は、原則として顕名主義をとるが、商人間の商行為の代理については、営業上の名前（屋号など）により相手方がその主体を認識できることが多いため、商法の特則（504条）により、顕名がなくても本人に効果が生じる。

From 編集室

◆最近、ある上場会社のオーナー社長から「ウチの社外取締役は取締役会でも大した発言がなく役に立たない」という話を聞いた。この発言を耳にして改めて考えさせられたのが、「社外取締役の独立性」の意義だ。◆本来、社外取締役は経営の軌道修正を促し、聞き入れられなければ辞任するくらいの意思を持つ人物であるべきだろう。その前提となるのが、「経済的な独立性」である。◆収入を社外取締役報酬に依存している人物が、経営陣の意見に反対できるのか。社外取締役を複数掛け持ちする“社外取締役業”が全盛だが、その独立性は経済的な独立性にとって担保されるものと言えそうだ。（Q）

週刊T&Amaster　第1094号
2025年10月13日発行（毎週月曜発行）
【編 集 人】南舘茂雄
【発 行 人】村田幸雄
【発 行 所】株式会社ロータス21
〒104-0045　東京都中央区築地2-11-11 6F
【販　　売】新日本法規出版株式会社
〒460-0011　名古屋市中区大須4-1-65
【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）
記事内容 ta@lotus21.co.jp にお願いします。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい
見本誌請求ページへ